

国立市産業医の報酬額の見直し等について

(答申)

令和3年11月29日付、国行職発67号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

令和4年1月27日

国立市長 永見理夫 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会 長 長 沼 宗 昭

会長職務代理者 林 道 子

委 員 大 西 淳 一

木 島 香 織

喜 連 元 昭

佐 伯 雅 宏

杉 田 保 則

只 野 雅 人

田 村 信 之

三 上 滋



国立市産業医の報酬額の見直し等について

答 申

令和4年1月

国立市特別職職員報酬等審議会

## 1 産業医の報酬額の見直しについて

### (1) 審議の経過

国立市の産業医の職務が増加する中、報酬額がその役割と責任の度合いに比して低廉である現状を踏まえ、職責に見合った報酬額に引き上げる必要があるとして、令和3年11月29日付で、市長から産業医の報酬額の見直しについて、意見を求める旨の諮問を受けた。これを受けて、本審議会では、(2)に記載の資料を踏まえ、以下の①～③に重点を置いて諮問額が適切かどうか検討した。

- ① 国立市における産業医の役割とその変遷
- ② 多摩地域の他市における非常勤特別職の産業医の報酬額の比較
- ③ 諮問額の根拠及び妥当性

### (2) 主な審議資料

「産業医の報酬額の見直しについて」の審議にあたっては、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

- ・ 国立市産業医の報酬見直しについて
- ・ 非常勤特別職産業医の報酬等調査票（令和2年度）
- ・ 産業医の職務内容の変遷等について

### (3) 審議の内容

#### ① 国立市における産業医の役割とその変遷

審議において、産業医の役割やその変遷などについて、把握する必要があることから、産業医の職務内容や過去と比較して増加している職務について理解を深めた。

平成18年当時の産業医の役割は以下の2点に限られていた。

- ・ 労働安全委員会（年4回）の出席
- ・ 職場巡視と指導

しかし、現在の産業医の役割は以下の8点に及び、質的にも時間的にも拡大している。

- ・ 労働安全委員会（年4回）の出席
- ・ 職場巡視と指導
- ・ 定期健康診断事後フォロー（意見書の作成）等
- ・ ストレスチェック・高ストレス者面談等
- ・ 長時間労働者面談及び就労判定等
- ・ メンタルヘルス面談等
- ・ 病休者面談等
- ・ 必要に応じ受診勧奨（紹介状発行）

また、地方公務員法の改正により、令和2年度以降、従前の嘱託員を会計年度任用職員として任用することとなった。会計年度任用職員は一般職の公務員として扱われ

るため、健康管理においても常勤職員と同等の支援を行うよう求められており、その結果、産業医が健康管理の対象とする職員も大幅に増加している。

こうした実情を踏まえれば、産業医の果たす責任は重大であり、その負担も大きくなっているということが理解できる。

## ② 多摩地域の他市における非常勤特別職の産業医の報酬額の比較

非常勤特別職も地方公務員であることから、その報酬額の設定にあたっては他市等との均衡を考慮する必要がある。その観点から、産業医を非常勤特別職として任用している東京都下の16市の報酬額について比較を行った。なお、他の10市では、産業医を非常勤特別職として任用しておらず、事業者への委託等としていることから比較の対象外とした。

調査の結果、16市において、診療科等の別により20種別の産業医が任用されており、これらの報酬額について、勤務時間数が市によって異なることから、報酬額を勤務時間数で割り返した時給換算額で比較したところ、国立市の現行の報酬額（時給換算額）は最も低廉であった。

しかも、国立市においては、平成8年度の改定以来、一度も改定されていない状況である。

以上を勘案すれば、国立市において産業医の報酬額を他市と遜色ない程度にまで引上げることは必要であるとの結論に達した。

## ③ 報酬額の根拠及び妥当性

諮問された時給換算額は、16市20種別の産業医報酬額の中央値をとっており、諮問額は中位相当の金額となるため、他市との比較の観点からも適切であると判断した。

また、今回の諮問には、月当たりの勤務時間数を増加することもその内容に含まれている。この点、現状の月1回2時間の場合、勤務時間の関係から緊急度の高い相談に絞らざるを得ないケースや、やむを得ず相談時間を抑えるケースも生じていることが確認できたことから、現状の勤務時間数では不足しており、月1回3時間と増加することが妥当であると判断した。

## (4) 結論

審議の結果、国立市の産業医が他市に比べ極めて低廉な報酬額の中で、多岐にわたる職務を担っているとともに、大きな負担がかかっているという実情を認識した。その上で、将来的な産業医の担い手や適切な報酬額について勘案すると、他市と遜色ない程度にまで引上げる必要性を一致して認めるに至った。

そのため、本審議会としては報酬額の引上げが妥当であり、金額は諮問額のとおりとすることが適切と判断したものである。

(5) 答申額

職 名	答 申 額	備考
産 業 医	75,000円	月額

(6) 改定時期

産業医の報酬の改定については、令和4年4月1日から実施することが望ましい。

(7) 附帯意見

① 産業医の任期設定について

今回の審議の中で、産業医については、特段の任期が設けられていない職であることが分かった。他の非常勤特別職でも任期が設けられていない職があり、任期が設けられていないこと自体は問題ではないものの、任期を設けることで、任期の更新・切り替え時に、報酬額とその役割について検証する契機になると思われる。

国立市は市域が狭く、産業医の資格を有する医師数が相対的に少ない中で、人選にあたっては医師会に適任者の推薦を依頼している点等、医師の確保が実務上難しい状況も理解するが、任期の設定については、今後の検討課題としていただきたい。

② 精神科医等の活用について

他市では産業医に内科医等に加えて精神科医を任用しているケースが見受けられた。産業医の役割のうち、メンタルヘルスの対応等の業務を分担しているものと考えられる。

国立市においては、今回、勤務時間数を増やすことで、産業医1名で対応可能と判断したところではあるが、今後、職員の勤務内容が高度化し、産業医の負担も一層大きくなることが予想できることから、その負担軽減のため、精神科医へ職員の面談を依頼することなども検討することが望ましいと考えるため、その旨、意見する。

## 2 在宅療養専門指導医の報酬額の設定について

### (1) 審議の経過

国立市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、今後も起こり得る感染症等の蔓延・拡大や災害発生等の緊急時に備えることのほか、平時の在宅療養においても市民が安心して過ごすことができるよう、新たな非常勤特別職として「在宅療養専門指導医」の職を設置することとなった。設置に伴い、令和3年11月29日付で、市長からその報酬額の設定についての諮問を受けた。

これをうけて、本審議会では、(2)に記載の資料を踏まえ、以下の①～②に重点を置いて諮問額が適切かどうか検討した。

- ① 国立市における在宅療養専門指導医の役割
- ② 報酬額案の根拠及び妥当性

### (2) 主な審議資料

「在宅療養専門指導医の報酬額の設定について」の審議にあたっては、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

- ・ 国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について

### (3) 審議の内容

#### ① 国立市における在宅療養専門指導医の役割

今回諮問の非常勤特別職は新設であることから、第一に当該職の設置趣旨を確認した。

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時のみならず、日頃より、本人の意志が尊重されながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅療養の推進に取り組んでいる。そのような中、単身高齢者、高齢者世帯の増加や家族の問題が多様化・複雑化する現状があり、医療や介護の提供のみならず、市民一人ひとりの日常生活に寄り添う視点での対応が不可欠で、市の対応についてより専門性をもって指導できる人員が必要となってきた。今回の職は、このために設置されるものであることを確認した。

なお、指導の内容としては、在宅療養を必要とする市民に対し市が実施する医療や在宅療養等に関わる業務について、医学上の専門的見地から指導を行うというもので、医療の側面から市を支援する形となるとのことであった。週や月の指導回数は定めないと想定であることも確認した。

以上の内容から、市が在宅療養専門指導医を設置する意義は大きく、また想定している役割も極めて重要なものであると評価した。

#### ② 報酬額案の根拠及び妥当性

在宅療養専門指導医の報酬の諮問額については、介護認定審査会委員の報酬単価を基礎として設定されている。このことの妥当性について、審議した。

介護認定審査会委員には、医師を任用している。その職務は、介護を必要とする市民に対し、市が介護認定を行う際に、当該市民の日常生活における自立度、認知機能や状態の安定性等の情報をもとに、医学上の専門的見地から意見を述べ審査を行うというものである。

他方、在宅療養専門指導医の職務も、市のもつ各種の情報をもとに医学上の専門的見地から、市の行う業務に対して必要な指導を行うものである。

両者は、直接の診療行為を行わずに情報を基に判断を行うという点や、医学上の専門的見地から市の判断・業務に対して意見・指導を行う点において、類似性が高いと判断できる。

他市には在宅療養専門指導医と同様の職種がなく、他市との比較はできないことから、業務の類似性をもとに介護認定審査会委員の報酬単価を基礎として報酬額を設定したことについては、妥当性があると判断した。

#### (4) 結論

審議の結果、在宅療養専門指導医の配置は、市民が安心して地域で暮らしていく上で極めて大きい意義があるものと認識した。

その報酬額の設定においては、他市には類似の職種がない中で、当該職と職務内容に類似性のある他の非常勤特別職の医師の報酬額を参考にすることは妥当であると考えられる。そのため、本審議会としては、在宅療養専門指導医の報酬額を、介護認定審査委員の報酬額と同等にすることは適切であると判断したものである。

#### (5) 答申額

職 名	答 申 額	備考
在宅療養専門指導医	23,000円	日額

#### (6) 改定時期

在宅療養専門指導医の報酬額の設定については、令和4年4月1日から実施することが望ましい。

#### (7) 附帯意見

在宅療養専門指導医については、新設の職であり、また他市に類を見ない先進的な取り組みである。今後、実際に運用をしていく中で、担うべき役割や指導の内容、あり方等が徐々に確立し、また変化していくものと考えられる。については、一定程度の期間経過後に、運用やあり方を検証し、その検証を踏まえ、必要に応じて報酬額についても見直しをするべきであるので、その旨、意見する。

以上